

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名
被告 茨城県知事 大井川 和彦

第 8 準 備 書 面

2024（令和6）年4月11日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐
外

第1 はじめに

本書面は、被告の令和6年2月22日付準備書面(6)に対して、認否・反論を行うものである。

第2 被告の準備書面(6)の第1に対して

一 同1及び2に対して

1 ここにおける問題の所在

被告の準備書面(6)の第1の1及び2は、原告らの第7準備書面の第1の二の箇所に対する反論である。原告らの第7準備書面は、新産廃処分場の浸出水処理施設や防災調整池の能力について、水防法において想定されている洪水に対処するだけの能力がなく、同法において想定されているような洪水が発生した場合において、その洪水ないし水害を防止する能力がないばかりか、却って下流の水害を助長するということを主張したものである。被告の準備書面(6)は、このような原告の主張に対する十分な反論となっておらず、議論が噛み合っていない、という点をまず指摘しておく必要がある。

2 浸出水処理施設の計画の前提となっている降雨確率について

- (1) 原告らは、新産廃処分場計画は、「降雨確率 1/30 程度の雨量」をもとに立案されたものであり、放流先の河川の治水や周辺地域の水防とは全く整合性がない旨主張した。
- (2) これに対して被告は、まず、浸出水処理施設は、埋立地内の浸出水を

放流先の公共の水域及び地下水を汚染しないよう処理することを目的とした施設であり、治水や水防を目的とする施設ではない旨述べている(被告の準備書面(6)・3p[以下、被告の準備書面(6)の該当ページを示す際は、「同上・●p」のように言う])。

これは、浸出水処理施設の計画と、治水や水防が整合性を有していないことを、被告自ら認めたものというべきである。

- (3) また被告は、基本計画において、浸出水処理施設の規模の検討において、用いたのは、「降雨確率1/30程度の雨量」ではなく、「1991年から2020年までの30年間の最大年及び最大月間降水量のデータ」であるということであり、実施設計においては2020年までではなく、2021年までの31年間の最大年及び最大月間降水量のデータを用いたということを述べている(同上・3p)。

実際に被告が用いたという降雨量は、1991年～2021年間の最大年間降水量1961mm、最大月間降水量485mmであり、後者の日換算量15.6mm/日であるということである(乙100・97p)。このような降水量は、実際に1日に降る可能性がある大雨の雨量と比べると遥かに少ない雨量であり、この点だけにおいても、本件新産廃処分場計画が、周辺地域や下流域の治水や水防とは全く整合性がないことが明らかである。

因みに、被告は、原告らが述べる「降雨確率1/30程度の雨量」について、趣旨が不明であるなどと述べている(同上3p)が、原告らが想定した降雨確率1/30程度の雨量というのは、推定される茨城県規定値の74.5mm/h、256mm/日である(甲39・1p)。実際に被告が新産廃処分場の基本計画を立案するにあたって考慮した降雨量が、この降雨量よりもさらに少ない雨量であったことに、原告らとしては、驚きを禁じ得ない。

3 浸出水処理施設の能力等について

- (1) 浸出水処理施設の処理水の放流先について

被告は、新産廃処分場の浸出水処理施設の放流先は河川ではなく、公共下水道であるから、原告らの主張はその前提において誤っている、などと述べている(同上・3p)。

第一に、被告は、上記のような主張をするが、実際に新産廃処分場の浸出水処理施設で処理した水を、どのような経路でどこの下水処理施設において処理するのか、当該下水処理施設の能力がどのようなものであるのかについて、何らの主張・立証も行っていない。従って、被告の主張は、実際に実施される計画かどうか不明であると言わざるを得ない。

第二に、もし被告が主張するように、本件新産廃処分場の浸出水処理施設の処理水が下水処理場で処理されるのだとすると、それは、日立市

の池の川処理場であろうと思われる。しかし、この処理場は、県内の市町村では最も古い下水処理場であり、老朽化が進んでいるということであり、十分な下水処理能力を有しないことが推定される(甲 40)。

また、令和5年9月の台風の際に、池の川処理場も被災し、使用不能になったようである(甲 38)。即ち、水防法以下の法令が想定しなければならないと定めている雨量や、それに近い雨量の降雨があった場合には、本件新産廃処分場が利用しようとしている下水処理場が使用不能となることが十分に予想されるのであり、このような場合には、浸出水処理施設の処理水は、本件処分場予定地周辺に溢れるか、付近の鮎川に放流されることになるものと考えられる。

(2) 大雨が降った場合の浸出水処理施設の能力について

次に被告は、原告らが、令和5年9月に実際に日立市に降った大雨の雨量に基づいて、新産廃処分場の浸出水処理施設の能力を超えている旨主張したところ、原告らの主張は、埋立地に降った雨水の進出水処理施設における処理の流れや、浸出係数を踏まえておらず、失当である、などと述べている(同上・6～9p)。そして被告は、アメダス日立観測所における気温及び日照時間から計算した可能蒸発量等により算定した結果、本件新産廃処分場の基本設計の浸出係数を、0.59とした、などとしたうえ、仮に原告らが主張するような1時間降水量93mm又は97mmの雨が3時間半継続して降ったとしても、それぞれ、781 m³、815 m³の浸出水しか発生しない、などと述べている(同上・8p)。

しかし、原告らが主張するような大雨が降っているときやその後しばらくは、大気の湿度は100%となっているはずであるから、蒸発割合は0%となるはずであり、被告が主張するような浸出係数が0.59になるなどということとはあり得ない。この場合の浸出係数は1として計算しなければならない(甲 39・2、32p)。

また被告が、乙 103号証を根拠として述べている、1時間降水量93mm又は97mmの雨が3時間半継続して降ったとしても、それぞれ、781 m³、815 m³の浸出水しか発生しない、という主張は、このような雨が降った場合の1時間当たりの浸出水発生量を降水量1mm 2.4 m³として計算しているが、これは、上記の93mmないし97mmの雨が3時間半降った場合の量を、1日で降った量としたうえで、1時間当たりの浸出水発生量を算出するという、欺瞞的な方法を用いた計算を行っているようである。

被告は、大雨が降った場合に発生する浸出水の量を異様に少なく見せようとして、不相当な計算を行っているものとしか言いようがない。

さらに、水防法以下の法令が規定する24時間降雨量690mmの降雨があ

った場合には、浸出係数を1として、埋立地93haに降ることを前提として計算すると、 $0.690\text{m/日} \times 9\text{万}3000\text{m}^2 \times 1 = 6\text{万}4170\text{m}^3$ の浸出水が発生する。この量は、調整槽容量2万8000 m^3 の約2.3倍になる。昨今の我が国では、3日間での降雨量が1000mmになることも珍しいことではない。このような場合、浸出水発生量は9万3000 m^3 となり、調整総容量の3.3倍にもなる(甲39・5、32～36p)。

それから、被告の提出した乙103には、「内部貯留量2万9925 m^3 」という数値が挙げられているが、どのような数値なのか、全くわからない。処分場の埋め立て地内に貯留するということなのかもしれないが、埋立地内に大量の水を貯留することは、管理型処分場の遮水シートの安全性を阻害するものであり、本件処分場の計画は、既に破綻しているものというほかはない。

4 防災調整池の能力について

- (1) 被告は、防災調整池は浸出水処理施設とは異なり、短時間の強い雨による雨水が流れ込むことを想定して必要容量を考える必要があることから、その必要容量については、調整池技術基準に準拠し、「1/30 確率降雨強度曲線状の任意の継続時間 t_i に対応する降雨強度(mm/hr)」を用いて、同基準記載の計算式によって求めている、などと述べている(同上5p)。
- (2) 被告が実際に用いた降雨強度は、「1/30 確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 t_i に対する降雨強度」として、18.120 mm/hr であるということである(乙100・122p)。

被告は、上記の通り、防災調整池は浸出水処理施設とは異なり、短時間の強い雨による雨水が流れ込むことを想定して必要容量を考える必要がある、などと主張しているが、実際に採用されている降雨強度は、浸出水処理施設計画にあたって採用した降雨強度と余り違いがなく、水防法が想定する降雨量や実際に降った雨量と比べてはるかに少ない雨量でしかない。このような雨量にしか対応することができない防災調整池では、本件処分場予定地に水防法以下の法令が想定する雨量が降った場合に、到底対応することができない。

- (3) また被告は、防災調整池から鮎川への放流については、事業団が日立市長と協議を行っているところであり、雨水の鮎川への放流については十分に配慮していく、などと主張している(同上・6p)。

しかし、被告は、事業団と日立市長との間の協議内容やその結果について、何らの主張・立証も行っていない。これでは、鮎川への放流について、何の対策も取っていないと言っているに等しい。

- (4) それから被告は、水防法に規定する想定最大降雨は、新産廃処分場の

施設整備の基準ではない、などと述べている(同上・9p)。

しかし、原告らは、水防法に基づく想定最大降雨量を被告が考慮していないという点を、新産廃処分場の施設整備の基準を満たしていないという趣旨で主張しているのではない。本件新産廃処分場の予定地域が洪水浸水想定区域とされるべき区域であること、新産廃処分場の計画が洪水に対処できるものではないこと、そればかりか、却って周辺地域や下流域の治水、水防上問題を大きくするものであることを述べているものである。被告の主張は、原告の主張に対する反論と全くなっていない。

(5) さらに被告は、本件新産廃処分場計画は、防災ダムの役割を果たしている唐津沢湖を破壊して洪水浸水を助長・拡大するものであるという原告らの主張に対して、本件計画地の湛水は、単に砕石目的の採石後のくぼ地に水が溜まっているだけであるとか、新産廃処分場において、近年の集中豪雨にも対応可能な容量の浸出水処理施設や防災調整池等を整備するから、より適切に雨水が管理・処理されることになる、などと述べている(同上・9～10p)。

しかし、実際に唐津沢湖が防災に役立っていることは、原告らの準備書面(7)において、根拠を示して詳細に述べたところである一方、被告の主張は何ら具体的な根拠を有するものではない。また、新産廃処分場の浸出水処理施設や防災調整池が、大雨の際に機能しないことは、既に述べたとおりである。

二 同3～11に対して

1 水防法改正の経緯について

被告は、令和3年の水防法改正の趣旨について、相変わらず、この改正において洪水浸水想定区域の指定対象に追加された河川は、一級河川又は二級河川であることが前提となっているという主張を繰り返している(同上・10～11p)。

この点については、既に原告らの準備書面(7)3p～において、詳細に述べたので繰り返さない。被告のような硬直した考えが、次の大災害の原因となるものであること、次に日立市において水害が発生した場合は、被告が水防行政を誤ったことによる人災となることを指摘しておけば足りる。

2 被告の一次スクリーニングの問題について

原告らが、被告の一次スクリーニングについて、基本方針に法令上の規制区域とともに立地上の規制区域とあることから、実質的な立地上の制約区域もスクリーニング対象に含まれることが明らかであると主張したこ

とに対して、被告は、立地上の制約区域とは、行政庁による指定等がなされる地区、区域等であり、当該指定等の権限を有する行政庁が当該指定等の根拠となる法令等の基準等に照らして、指定等をすべきか否かを調査し、審査したうえで指定等がされているものであり、既に行政庁によって指定等の実質を有するか否かの実体的な判断がなされているものといえることができる上、図面等によって客観的に把握することができるものであるから、スクリーニングの選定項目としたものである、などと述べている(同上・11～13p)。

しかし、被告の一次スクリーニングの対象として、立地上の規制区域は、明白に法令上の規制区域とは別に設けられたカテゴリーである。原告らの第7準備書面・4pにおいても指摘したところであるが、立地上の制約区域として、被告は、東日本大震災で発生した津波による被害範囲等についても調査を行っているものであり、このような区域は、行政庁が何らかの法令上の地域指定・区域指定を行うべき実質を有するかという調査とは異なっている。上記被告の主張は、単に法令上の規制区域を説明しているに過ぎないのであり、原告らの主張に対する的確な反論とはなっていない。

原告ら第7準備書面に述べたことを繰り返すが、本件新産廃処分場の予定地が洪水浸水想定区域に該当するかどうか、それに準じた区域にあたるかどうかの判断は、県民の生命・健康・財産の侵害に直結することであるから、それらを守る上で、実態的な調査・考慮をしなければならなかったことは明白である。もし被告が言うように、既に行政庁によって行われている区域指定・地域指定を行う実質を有するか否かを調査すればいいということであるならば、一次スクリーニングのやり方自体において、被告職員の大きな裁量権限逸脱があるものといわねばならない。

3 唐津沢という河川の存在について

被告は、相変わらず、公図に記載がないとか、国土地理院の航空写真においても河川の存在が確認できないとか、乙48の2・25pの図面上の青線についても、それが唐津沢なる名称の河川であるとは記載されていないとか、茨城県知事が河川法12条に基づき調整する河川現況台帳上、唐津沢という河川があるとの記載はないなどと述べて、何らかの水の流れが存在したとしても、それは公図にも登載されないようなものとするのが自然である、などと述べている(同上・14～16p)。

第一に、被告は、乙48の2・25pの図面上の青線について、それが唐津沢という河川であるとは記されていない、などと述べている。被告の言っていることは、極めて非常識な内容である。乙48の2・25pに記されている青線は、谷間を流れる水路であることが分かるし、そこに「唐津沢」と言

う名称がしっかりと記載されているのであるから、この図面には、唐津沢という名称の河川が記載されているものとみるのが常識である。

また被告は、この図面に記された青線を、日立セメントが太平田鉦山の排水に用いていた素掘りの側溝である、などと述べているが、この図面に記載された唐津沢は、鉦山よりも上流から流れてきているのであり、同会社が彫った側溝などではないことは明らかである。仮に同会社が側溝を掘ったことがあったのが事実であったとしても、それは、元からあった唐津沢の流れを、鉦山の採掘を行うために、付け替えたものとみるのが相当である。

第二に、被告は、国土地理院作成の 1/2 万 5000 の地形図の、大正 7 年(甲 25 の 1)、昭和 22 年(甲 25 の 2)、昭和 33 年(甲 25 の 3)のものにそれぞれ記載された、「唐澤」という河川について、その個所に破線が記されているから、幅 1m 未満の小径が記されたものだ、などと述べている。ここでも被告は、極めて非常識なことを述べている。しかし、上記 3 点の地形図には、小径のすぐ横に、河川の流れが記載されている。しかも、「唐澤」という河川名まで記載されているのであるから、唐澤という名称の河川が表示されているものに他ならない。国土地理院の地形図に、道路について「唐澤」などという名称が付されることはなく、この名称は河川の名称に他ならない。平成 28 年の地形図(甲 25 の 4)には、上流部には河川が青い線で記載されているが、本件計画地にまでは続いていない。これは、日立セメントによって河川の下流部が破壊されてしまったため、現状では元々あった唐津沢の流れが無くなってしまっているからに他ならない。

第三に、被告は、国土地理院の作った空中写真(乙 89)にも唐津沢なる河川の存在は確認できないなどと述べている。しかし、昭和 22 年に撮影された乙 89 の 1 を見ると、前記国土地理院の作成した地形図に記載された唐澤の流路に沿って、河川の流れがあることが分かる。昭和 50 年に撮影された乙 89 の 2 では、日立セメントによって唐津沢の流路の特に下流部が大幅に破壊されてしまっていることが分かる。なお、乙 89 の 1、2 は空中写真であるから、「唐津沢」などという河川名の書き込みがないことは当たり前のことである。

第四に、被告は、茨城県知事が河川法 12 条に基づき調整する河川現況台帳にモ唐津沢なる河川の記載がない、などと主張する。しかし、これは、国土地理院の地形図にも記載された河川を乗せることを漏らしてしまったものに他ならない。茨城県には、河川管理上の重大な過失があるというべきである。

第五に、被告は、被告が行った水文調査においては、検討対象範囲への

流入が確認された表流水以外には、この検討対象範囲に流入している表流水は確認されていない、などと述べているが、まさに、この表流水こそが唐津沢に他ならない。

上記の通り、本件計画地に唐津沢という河川が存在することは、文献上も現地の状況からも明らかなことである。唐津沢を二級河川にも普通河川にも指定していなかったのは、明白に被告の重大な過失である。被告は、このような過失を犯したうえで、本件地域を洪水浸水想定区域として検討することも、指定することもしなかったのである。そしてさらに、そのような過失を二重に犯したうえで、本件地域を洪水浸水想定区域として判断することをしなかったのである。

4 新設道路に整備する側溝について

- (1) 原告らが、被告の主張は、新設道路に整備する側溝の幅等の構造、メンテナンスの頻度等に係る数値の裏付けや資料を伴わないものであるから、全く信用性がないと主張したところ、被告は、まだ詳細設計の途中であるからこれらの数値や資料を示すことができない、新設道路に整備する側溝は、道路法に基づき県道を新設等する場合における県道の構造の技術的基準等を定める条例所定の構造となるから、被告の主張が信用性のないものだというのはいわれがない、などと述べている(同上・17～18p)。

結局、被告は、新設道路に整備する側溝の幅や構造等を明らかにできないのである。これでは、この側溝が、処分場西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることについて、被告は何らの主張も立証もできないことを自白したに等しい。

また、被告が指摘する上記条例は、第27条に排水設備に関する規定を設けているが、「道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする」と規定するだけであり、具体的な数値基準は何も示されていない。この条例に従うというだけでは、処分場西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることを裏付けることには全くなならない。

従って、相も変わらず、被告の主張は、全く信用性がない。

- (2) 被告は、被告の水文調査によると、本件計画地の西側を含む「流域1」は降雨量の74.7%が蒸発散し、「流域3」は降雨量の47.8%が蒸発散する、などと述べている(同上・19p)。

しかし、大雨が降っているときに、或いはそのすぐ後に、このような大量の蒸発散はあり得ないことは、既に述べたとおりである。

しかも、この被告が行った水文調査というものは、30日間の総降雨量と仮定の蒸発散量を用いて計算したものであるうえ、台風の際の降雨量

を敢えて外すという操作を行って算定されたものである。本件では、大雨が降った際の出水が問題となっているのであるから、このような水文調査は、利用価値がない(甲 39・8～9p、35 p)。

- (3) 被告は、原告らが、被告が作成した「開発行為の技術基準」には、開発行為を行う場合の排水については、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする」と定めているという主張を行ったのに対して、同基準は、都市計画法 29 条の開発行為の許可に係る行政手続法 5 条の審査基準であるところ、本件新産廃処分場の建設は、都市計画法 4 条 12 項に定める「開発行為」に該当しない、と述べている(同上・20 p)。

しかし、本件新産廃処分場において建設される物が都市計画法 4 条 12 項に規定される建築物や特定工作物に該当しなかったとしても、開発行為が行われることに変わりはない。また、被告が策定した「開発行為の技術基準」に、計画排水区域を、雨水に関しては、開発区域を含む地形上の流域と定めているのであるから、道路によって分断がなされてはいても、地形上の流域に該当する本件新産廃処分場の西側に関しても、雨水排水計画を定める必要があることは、被告自ら認識しなければならないところである。

しかも、大雨が降った場合に、西側道路に設置される側溝が十分な排水をすることができないことは、十分に予想されることであるし、被告はこのようなことを予測しなければならない。この点、被告は、被告が行ったという水文調査に基づく数値等を下にして、新産廃処分場の西側に降った雨は、西側道路の側溝によって十分に排水されるはずだ、という考えを持っているようであるが、この水文調査が全く利用価値のない、信用性のないものであることは、前述したとおりである。

5 唐津沢湖の湛水について

- (1) 被告は、原告らの第 7 準備書面の第 1、三、5、(2)の第 2 段落において、乙 54 の 2・77 p には、「湛水部には周囲から地下水が流入し、豪雨時には唐津沢全域から多量の雨水が流入するにも拘らず、湛水が現状を維持するのは、北側方向への地下水の勾配により、流入した水の一部は地下水として流出している」という記載がある」と述べているが、乙 54 の 2・77 p にはそのような記載はない、などと述べている(同上・23p)。

上記の原告らの第 7 準備書面の記載は、乙 54 の 2・77 p の記載を要約したものである。即ち、同資料の同ページには、「これは、検討期間中……の総雨量……が少ない中で、土壌中に保有していた地下水を蒸発散と表面流出として放出した可能性がある」、乙 54 の 2・76 p の記載と併せて

読むと、唐津沢湖に、流域2だけではなく、流域1や3からも水が流入しているという記載がある、「湛水が維持され、オーバーフローしないことから、……k湛水面の水位より下に流出口があると推定される」という記載があることをまとめて要約したものである。

- (2) また被告は、乙54の2・77pに、湛水部に唐津沢流域全域から雨水が集まるという記載はない、と述べている(同上・23p)。

しかし、乙54の2の同ページには、流域1と流域3の降雨の一部は唐津沢湖に流入するものと記載している。

また、乙54の水文調査は、非常に雨の少ない時期に行われた調査であるから、大雨が降った時の状況を予測するための資料とはならない。そして、現に、令和5年9月の台風の際には、流域2に降った雨だけではなく、流域1に降った雨の大部分が唐津沢湖に流入したことが明らかであるし、流域2に降った雨の相当部分も唐津沢湖に流入したものと推測される。

- (3) そして被告は、唐津沢湖は砕石後の窪地に水が溜まっているだけであるとか、鈴木意見書が唐津沢湖には57万2600m³の貯水能力があると述べているが、これは唐津沢流域の全雨量が湛水部に流入すると仮定して述べているに過ぎない、などと述べている(同上・23～24p)。

しかし、唐津沢湖には、上述したように、上流部全域からの水が修水されるし、現実の大雨の際にはそのようになったことが認められる。また、唐津沢湖には、地下に流出口があることが推定されるなどの機能がある。

そして、鈴木意見書で示された貯水能力の数値は、原告らの第7準備書面・9p～に示したように、唐津沢湖の地形を下にして算出されたものであって、具体的根拠のある数値である。

被告は、窪地に水がたまっただけだなどと言っているが、その水はどこから来たと考えているのであろうか。これは、湖面に降った雨と、周辺流域から来たものに他ならない。また被告は、この唐津沢湖にどれだけの水が湛水となっていると考えているのであろうか。もし原告らの主張を批判したいのなら、どれだけの水量が湛水となっているのか、具体的な数値とその計算根拠を示すべきである。

6 西側流域に降った雨の流出について

- (1) 被告は、西側流域のうち、流域1にあっては降雨量の74.7%が蒸発散し、その残りが主として日立セメントが設置した水路に入り、残りの一部が本件計画地に入る、流域3にあっては降雨量の47.8%が蒸発散し、残りは地下浸透や一部が本件計画地に入るというのが水文調査の結果であると

か、西側流域については新設する道路の側溝によって排水されるとか、水防法の降雨量は新産廃施設の施設整備の基準ではない、などと述べている(同上・24～25p)。

- (2) 被告が指摘する水文調査の結果というのが全く信用性がなく、利用価値のないものであること、新設道路に設置されるという側溝において、西側流域に降った雨を的確に排水することができるという証拠はないことは既に述べたとおりである。
- (3) 水防法の降雨量についての原告らの主張は、新産廃処分場の基準として主張しているのではなく、本件地区が洪水浸水想定区域として考えられるべきであったこと、及び洪水浸水想定区域として考えるときに、新産廃処分場が周辺地域や鮎川下流域の洪水や水害を助長することになるという根拠として主張しているものである。

7 防災調整池の洪水吐きについて

- (1) 被告は、原告らが、調整池技術基準によると防災調整池の構造上、200年に1回ないし過去最大流量の1.2倍以上の流量を流せるだけの洪水吐きを設けることとされているから、防災調整池の容量算定の降雨量が、被告自ら定めている基準にも反して、極めて低い数値を採用しているという主張をしたのに対して、被告は、調整池技術基準に準拠して防災調整池の容量を算出しているとか、原告らの主張は、洪水吐きの目的・機能や調整池技術基準についての正しい理解を欠いている、などと述べている(同上・26～27p)。
- (2) 原告らの第7準備書面・10pにおいて原告らが問題としたのは、防災調整池から鮎川への許容放流量について、被告が1.0681 m³/sという堅実な数値を採用している、などと主張していたことについてである。即ち、被告が想定している許容放流量に対して、調整池技術基準に定められている洪水吐きの排水能力は、桁外れに大きなものとなっているのであり、被告が想定している許容放流量は、自ら定めた調整池技術基準にも反して、極めて低い数値となっていることは明らかであり、被告のやっていることは矛盾だらけである、というのが原告らの主張である。原告らは、洪水吐きに関して、防災調整池の容量算定の降雨量が調整池技術基準に反しているなどという主張はしていない。被告がここで言っていることは、原告らの主張を正確に理解しておらずに述べられているものであり、議論が噛み合っていない。被告は、敢えて争点ずらしを行っているものと考えられる。
- (3) また、被告の主張によると、防災調整池の洪水吐きは、防災調整池本体の安全を確保するために設けられるものということであるが、防災調整池の容量を決めるにあたって採用された雨量よりも洪水吐きの能力を決め

るにあたって採用された雨量の方が大きいということは、周辺地域や下流域の安全性よりも施設の安全性を優先するという思想に他ならない。

8 エコフロンティアかさまの防災調整池の容量について

- (1) 被告は、原告らが、エコフロンティアかさま処分場では、1/200 確率の降雨強度を使用して防災調整池の容量を定めたという前例があるという主張をしたのに対して、同処分場の防災調整池の容量は、1/3 年確率の降雨強度及び 1/30 年確率の降雨強度を用いて算定されている、と主張している(同上・27～28p)。
- (2) 原告らが上記のような主張を行った根拠は、事業団が作成していたエコフロンティアかさま処分場パンフレットの、「7 防災調整池」という欄に、「1/200 年確率の雨が降っても、対応できる容量(18530 m³)を有しています。」と書かれていたことである。もし被告が述べていることが本当であるなら、事業団は、虚偽の宣伝を行っていたことになる。このような団体、さらにはこのような団体に 100%出資している団体(即ち被告)に、産廃処分場を的確に管理運営していく能力、的確に監督していく能力があるとは思われない。因みに、令和 5 年 3 月までは、同パンフレットにこのように書かれていたが、同年 4 月には、上記の部分の書き方が、「降雨強度 160 mm/h を想定した容量(18,530 m³)計画としています。」と変わっていた(甲 39・30p)。

三 同 1 2、1 3 に対して

1 同 1 2 について

- (1) 被告は、今後、新産業廃棄物最終処分場の西側には、アスファルト舗装の新設道路が整備され、さらに新設道路及び代替水路の西側には落石防護柵が設置される予定であるから、整備後は今般のような崩落が生ずることはないとは主張している(同上・32p)。

しかし、上記のとおり結局被告は、整備予定としている新設道路や代替水路の構造等を明らかにできず、この新設道路や代替水路が処分場西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることについて、何らの主張も立証もできていない。また、落石防護柵についても、本件のような大規模な崩落を防止できるような構造となっていることについて何ら明らかとなっていない。

- (2) 被告は、原告らが発生が予測されていると主張する「1 8 . 5 m³ / s の洪水」について根拠が不明であり、したがって同数値を元に比例計算した原告らが発生したと推測されると主張する「約 1 1 . 2 5 m³ / s の洪水」についても根拠が不明であると主張する(同上・33p)。

しかし、流域の下流端における洪水ピーク流量 Q_p の算定には下記の合理式を用いて計算しており、いずれも合理的根拠が認められる（甲 39・16p）。

$$\text{洪水ピーク流量 } Q_p = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A = 18.5 \text{ (m}^3/\text{s)}$$

ただし、 f ：流出係数（0.7）

流出係数 0.7 は通常山地に適用される数値である。

r ：降雨強度（153mm/h）

A ：上流域面積（62.09ha）

2 同 1 3 について

(1) 同(2)は否認する。原告の主張を誤って要約している。

(2) 同(3)は否認する。

ア 同項において、被告は、水防法の想定最大規模降雨の値は新産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準ではない旨と主張する（同上・35p）。

しかし、繰り返しになるが、原告の主張は、水防法改正の趣旨や、産業廃棄物処理施設という重要施設の建設候補地の検討に際しては、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた建設場所の検討が必要不可欠であることに鑑みれば、本件処分場予定地は、洪水浸水区域に準じた考慮が必要であるというものである。被告の主張は形式論にとどまり、この原告らの主張に対する反論としてかみ合っていない。

イ また、同項において、被告は、乙 103 及び乙 110 を示し、新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設及び防災調整池は、令和 5 年台風第 13 号と同様の降水量があったとしても十分対応可能である旨主張する（同上・35p）。

しかし、乙 103 における被告の浸出水貯留の計算が不相当であることは上記一、3、(2)のとおりである。

さらに、乙 110 の防災調整池シミュレーションにおいては、洪水吐きが機能（18：40 頃～19：30 頃）して、50 分間の長時間にわたり作動している。この洪水吐きの 50 分間の作動は、許容放流量（ $641 \text{ m}^3/10 \text{ 分}$ [被告の準備書面(4)・22p に、乙 54 の 1・127p を引用して、防災調整池の許容放流量については、 $1.0681 \text{ m}^3/\text{s}$ とするとある。この値は、1 秒間の流量なので、10 分間の流量を計算すると、 $1.0681 \text{ m}^3 \times 600 \text{ 秒} = 640.86 \text{ m}^3 \doteq 641 \text{ m}^3$ となる]) を大きく超えた雨水放出（平均流入量： $2800 \text{ m}^3/10 \text{ 分}$ ）であり、現行の防災調整池容量 $32,689 \text{ m}^3$ が大幅に容量不足であることを明らかに示している（甲 41）。